

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和6年春闘結果における賃上げ率は33年ぶりに5%台の賃上げを実現した一方で、中小企業賃上げは4%台に留まり、物価高が勤労者家計を圧迫してきたこともあり、個人消費は低迷している。賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

また、社会や産業・企業を維持・発展させるためには、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの状況を変えることが必要である。

さらには、低賃金・長時間労働の問題を解消することは、地方からの人口流出抑制策となる重要な政策である。

よって、国においては、当県の一層の発展を図る経済政策として当県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望する。

1 当県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げを継続する必要がある。また、総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円にすることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めること。

2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストに加え最低賃金引上げ原資の確保ができるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図ること。

3 最低賃金の地域間格差が地方からの人口流出を招いており、労働力確保や人口流出抑制の観点からも早急に取り組むこと。

4 労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、当県の最低賃金の改定諮問を可能な限り早期に行うよう努めること。

5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
福島県労働局長  
宛て

福島県議会議長 西山尚利